

## 参考資料

## 【登録住宅性能評価機関】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、平成21年8月1日現在、全国で108機関（大臣登録32機関、地方整備局長等登録76機関）が登録されている。国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局長等の管轄区域内のみにおいて行うものに係る権限については、地方整備局長等に委任されている。

## 【住宅性能表示制度の概要】

- (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 住宅の新築については、評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とする。
- (4) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化する。

## 【株式会社ジェイ・イー・サポート】

- 登録番号 国土交通大臣登録第26号（平成17年4月14日）
- 業務区域 日本全域（東京都、新潟県及び沖縄県の島嶼部を除く。）
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録  
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録  
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 住所 広島県広島市中区小町2番30号
- 代表者 石山 講

## 【関係条文】

## ○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

（評価の業務の義務）

第十五条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅延なく、評価の業務を行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

（改善命令）

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告、検査等）

第二十二条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録住宅性能評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年三月三十一日建設省令第二十号）  
（評価の業務の実施基準）

第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 （略）
- 二 登録住宅性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であって、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る住宅性能評価を行わないこと。
- 三～五 （略）

○住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合（平成十八年国土交通省告示第三百四号）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第十五条第二号に基づき、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

- 第一 （略）
- 第二 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合
  - 1 設計に関する業務
  - 2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - 3 建設工事に関する業務
  - 4 工事監理に関する業務
- 第三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）
  - 1 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
  - 2 当該登録住宅性能評価機関に対する住宅性能評価の申請に係る住宅について第二の1から4までのいずれかに掲げる業務を行った場合
- 第四 （略）

告示第 304 号の第三において禁じている事項の概要

- ・ 評価機関は、設計事務所等から転職（退職後2年間）した役員、職員（評価員を含む）がいる場合には、当該設計事務所等の申請・関与した物件を評価してはならない。※当該役員等が当該申請物件の評価業務を行う場合に限る。

